

2019 年（令和元年）11 月 29 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市都市計画審議会
会 長 苦 瀬 博 仁

総合計画実施計画(都市計画マスタープラン)の改定について（答申）

2019 年（令和元年）11 月 14 日付け諮問第 20 号で諮問された標記の件について、当審議会での審議の際、出された意見を別紙のとおり提出する。

【審議会の中で出された意見】

- ・ まちの活力を高めるには、人口増か人口維持が絶対条件だが、日本全国自然減である今、若者を呼び込むというのはかなり難しい。今回の改定案のとおり商業地域について一定程度の面積利用と高度利用を図るといったような低層に縛られることからの解放というのは大賛成である。
- ・ 住環境形成計画に記載されているとおり、商業ゾーン、近郊ゾーン、郊外ゾーンといったように商業地域については一定の面積利用と高度利用を図り、郊外ゾーンでは良好な住環境を保全するといったようなメリハリのあるまちづくりをすることで、働く世代、子育て世代、高齢者それぞれのニーズに対応することが可能となる。
- ・ 逗子の場合は要介護率が高いことや駐車場が少ないこともあるので、無料バスや買い物バスといった交通機関を整備することで、まちの活性化を図るのも一つの方法だと思う。
- ・ 住宅地の記載について「価値多様化社会」とあるが、一般的に価値多様化社会、価値観の多様化とは、ジェンダーであったり性差の問題であったりセンシティブなところまで踏み込んでやるようなときに使われるものであり、「ライフスタイルの多様化」で良いのではないか。
- ・ 地域全体の様子を見ていくと、駅とかまちの中心の方では再開発が進み、その反面郊外地域に関しては高齢化し空き家が増える。若い人も便利なほうがいいという人が増え、将来的に郊外エリアは空き家が増えてしまう。県西部では、既にそういった傾向にあり、今後逗子市の魅力を生かしてそういったことにならないよう行政と市民で協力し対策していくことが必要だと思う。特に住宅地の多様化と、そこに魅力的な土地利用を一層考えていかなければいけない。

- ・ 住宅地の記載の中で「庭園都市的景観」と書かれているように、逗子の住宅地は非常に美しい住宅地がある地域だと思う。逗子市に住むかどうか選択する時に、海というものがすごく大きな価値があり、住宅地も場所によっては、そこからの景観が素晴らしいという価値がものすごくある。住宅地の遠いほうの景観、遠望の良さをもっと生かせるよう、市としてうたっていく必要があると思う。
- ・ 「グリーンインフラ」という言葉が国でも率先して使われ始めており、都市マスタープランであったり、みどりの基本計画等に入ってきている。ぜひこれからの計画改定の際に検討してほしい。

【審議会の後に出された意見】

- ・ 過去の市政において高度利用を推し進め市民から否定された経緯がある。今回、高さを抑え低層を良しとしてきた現在の方向性を変えるにあたり大きな緊張感を持って図るべきだろう。
- ・ 商業ゾーン、近郊ゾーン、郊外ゾーンといったように商業地域については一定の面積利用と高度利用を図り、郊外ゾーンでは良好な住環境を保全するといったようなメリハリをつけることで、隣接する他のゾーンにおいて、互いに不利益・不健全な状況が生じないよう慎重な検証と各種法令の整備、運用が求められる。
- ・ 度重なる自然災害を鑑み、本年度総合計画に防災への対応強化が付加された。これを受け、土地利用方針においても防災強化に向けた検討を進めて欲しい。
- ・ 都市マスタープランが総合計画に一体化されたことから、福祉的観点、子育て的観点なども鑑みたSDGs（持続可能な開発目標）を見据えた土地利用方針を意識する必要がある。